

平成30年6月19日（火）

障害者雇用をめぐる最近の動きと 障害者雇用納付金制度に基づく 各種助成金等について

平成30年6月



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者助成部

I 障害者雇用をめぐる最近の動き

1. 障害者雇用の状況について
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
3. 障害者雇用納付金制度について

II (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について
2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

I 障害者雇用をめぐる最近の動き

1. 障害者雇用の状況について

2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

3. 障害者雇用納付金制度について

II (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について

2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

障害者雇用の状況

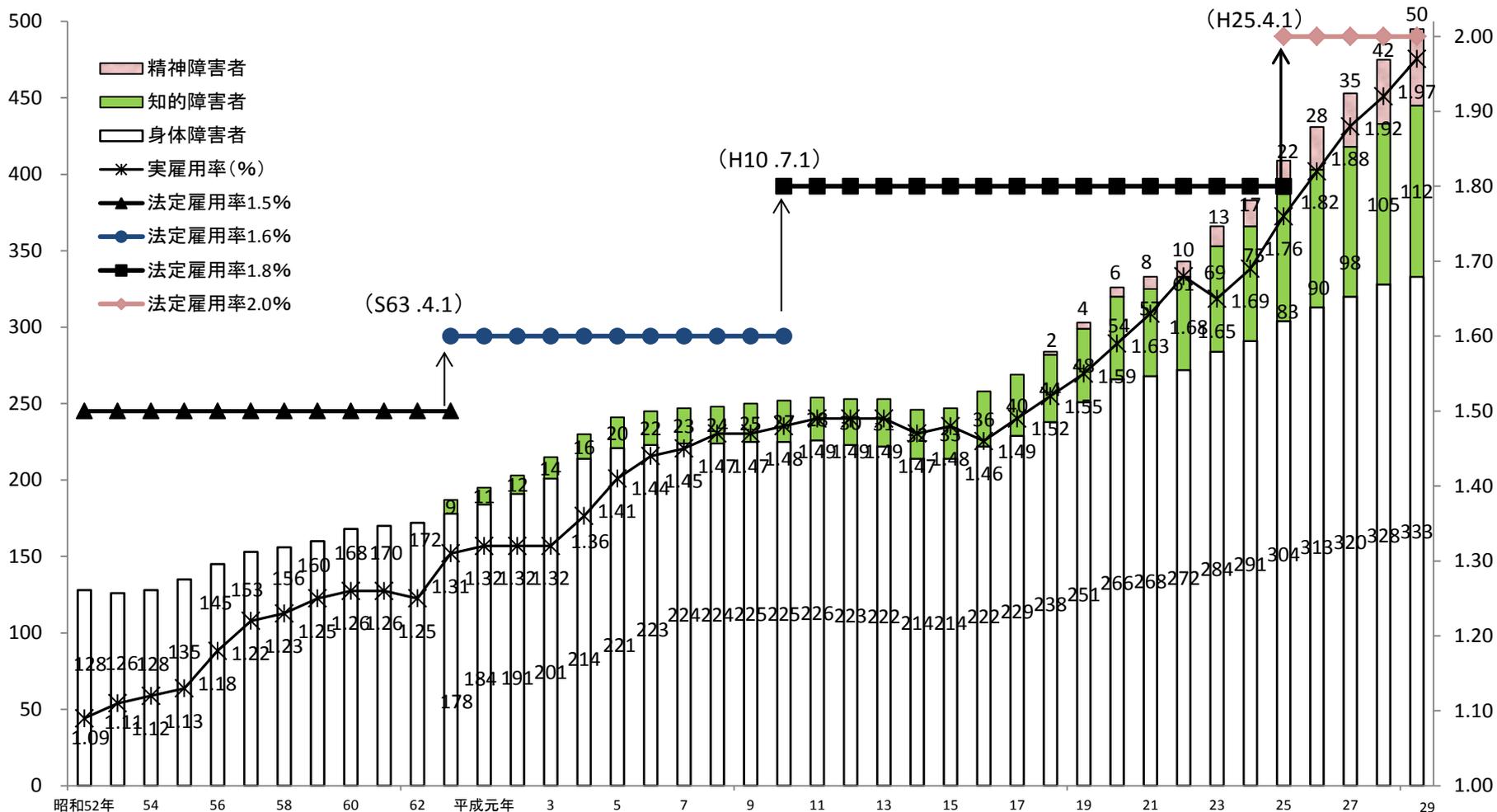
(平成29年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 49.6万人 (身体障害者33.3万人、知的障害者11.2万人、精神障害者5.0万人)

実雇用率 1.97% **法定雇用率達成企業割合 50.0%**

○ **雇用者数は14年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



I 障害者雇用をめぐる最近の動き

1. 障害者雇用の状況について
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
3. 障害者雇用納付金制度について

II (独) 高齡・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について
2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

- 障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されたことによる、法定雇用率の引き上げ
(平成30年4月1日施行)

■民間企業における雇用率設定基準

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数
+ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

■法定雇用率

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------------|-------------|
| | 平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日以降 |
| 民間企業 | 2.0% | 2.2% |
| 国、地方公共団体等 | 2.3% | 2.5% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.2% | 2.4% |

(平成33年4月より前に、さらに、0.1%ずつの引き上げ。)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

●精神障害者である短時間労働者の算定方法に係る特例措置

(平成30年4月1日施行)

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者に関する算定方法を、以下のように見直し

精神障害者である短時間労働者であって、

雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、

平成35年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法（対象者1人につき）

0.5→1

I 障害者雇用をめぐる最近の動き

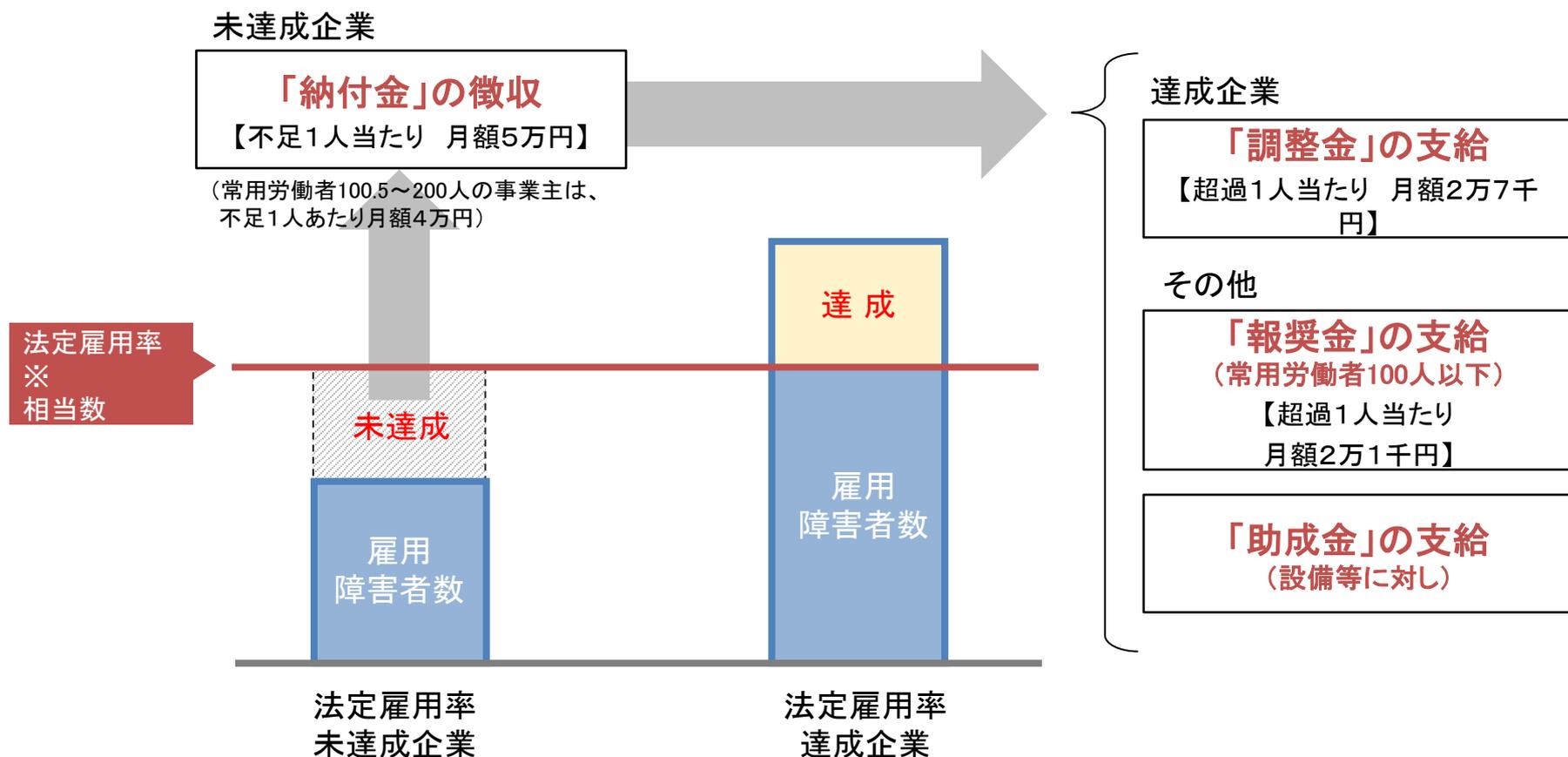
1. 障害者雇用の状況について
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
- 3. 障害者雇用納付金制度について**

II (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について
2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

障害者雇用納付金制度について

雇用率未達成企業（常用労働者100人超）から納付金を徴収し、雇用率達成企業などに対して調整金、報奨金を支給するとともに、各種の助成金を支給。



※ 障害者雇用促進法に基づき、少なくとも5年ごとに労働者及び失業者並びに障害者数の総数の割合の推移を勘案して政令で設定。

障害者雇用納付金制度の財政状況について

単位：億円

| 年度(平成) | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 納付金収入(a) | 155 | 137 | 192 | 192 | 163 | 240 | 220 | 312 |
| 支出(b) | 236 | 235 | 226 | 235 | 219 | 195 | 190 | 241 |
| 調整金／報奨金 | 114 | 119 | 134 | 147 | 164 | 125 | 143 | 195 |
| うち調整金 | 67 | 71 | 90 | 104 | 120 | 82 | 95 | 155 |
| うち報奨金 | 47 | 47 | 44 | 42 | 45 | 44 | 48 | 40 |
| 助成金 | 77 | 79 | 69 | 66 | 31 | 40 | 17 | 12 |
| 事務事業費 | 44 | 38 | 22 | 20 | 21 | 28 | 26 | 29 |
| 単年度収支(a - b) | ▲ 81 | ▲ 99 | ▲ 34 | ▲ 43 | ▲ 55 | 44 | 30 | 71 |

| | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| 積立金額 | 257 | 158 | 120 | 76 | 20 | 64 | 93 | 172 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|

※ 表中の数値は決算値を記載。

※ 支出(b)の額については、調整金の外、還付金が含まれる。

I 障害者雇用をめぐる最近の動き

1. 障害者雇用の状況について
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
3. 障害者雇用納付金制度について

II (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について
2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

助成金の支給実績について

障害者助成金認定・支給状況の推移（平成25年度～29年度）

| 区 分 | | | | | | | | |
|------------------------|----|---------|---------|--------|--------|--------|-----------|-----------|
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 25年度 | 26年度 |
| 1 障害者作業施設設置等助成金 | 件数 | 170 | 116 | 108 | 83 | 79 | 487 | 195 |
| | 金額 | 101,260 | 78,427 | 55,163 | 48,423 | 39,585 | 288,460 | 98,702 |
| 2 障害者福祉施設設置等助成金 | 件数 | 8 | 3 | 3 | 1 | 0 | 12 | 8 |
| | 金額 | 2,399 | 551 | 414 | 203 | 0 | 7,592 | 1,961 |
| 3 障害者介助等助成金 | 件数 | 112 | 117 | 65 | 51 | 36 | 9,199 | 15,925 |
| | 金額 | --- | --- | --- | --- | --- | 1,311,355 | 1,790,083 |
| 4 重度障害者等通勤対策助成金 | 件数 | 22 | 48 | 46 | 35 | 17 | 2,033 | 2,344 |
| | 金額 | 1,244 | 3,040 | 2,049 | 1,050 | 2,157 | 405,187 | 462,738 |
| 5 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 | 件数 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 17 | 16 |
| | 金額 | 54,327 | 0 | 42,236 | 0 | 0 | 3,205 | 56,002 |
| 6 障害者能力開発助成金 | 件数 | 2 | 6 | 1 | --- | --- | 99 | 127 |
| | 金額 | 24,340 | 18,858 | --- | --- | --- | 528,137 | 906,199 |
| 合 計 | 件数 | 316 | 290 | 225 | 170 | 132 | 11,847 | 18,615 |
| | 金額 | 183,570 | 100,876 | 99,862 | 49,676 | 41,742 | 2,543,936 | 3,315,685 |

※認定金額は施設・設備等のみである。

I 障害者雇用をめぐる最近の動き

1. 障害者雇用の状況について
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について
3. 障害者雇用納付金制度について

II (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の 助成金等

1. 助成金の支給実績について
2. 助成金等の概要、活用事例及び支給手続きについて

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

障害者関係助成金の体系

機構(納付金)

2 障害者職場実習支援事業(H30～新規)

- 4 障害者作業施設設置等助成金
- 5 障害者福祉施設設置等助成金
- 6 障害者介助等助成金 ※
- 7 重度障害者等通勤対策助成金
- 8 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

※ 介助等助成金のメニューに相談窓口設置助成金(H30～新規)を追加

11 調整金

12 報奨金

採用前

採用

採用後

国(雇用保険2事業)

1 トライアル雇用助成金

1-1 障害者トライアルコース

1-2 障害者短時間トライアルコース

雇入れ時

3 特定求職者雇用開発助成金

3-1 特定就労困難者コース

3-2 障害者初回雇用コース

3-3 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

[障害者雇用安定助成金]

9-1 障害者職場定着支援コース

9-2 障害者職場適応援助コース

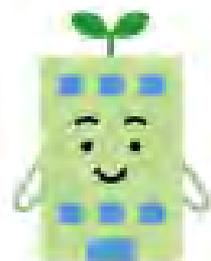
9-3 障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース

[人材開発支援助成金]

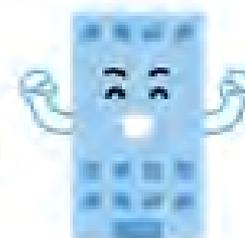
10 障害者職業能力開発コース

1 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは？

事業主が障害者を新規雇入れ・雇用継続をするために特別な措置（※）を行う場合に、助成金を支給することにより、**事業主の経済的負担を軽減し、障害者の雇用促進・雇用継続を図る**ことを目的とするものです。



※ポイント
雇入れるだけではダメ！
障害者の障害に応じた特別な
措置を行う必要があります。



主な助成金

① 障害者作業施設設置等助成金

(施設、設備を設置・整備する)



② 障害者介助等助成金

(介助や相談等を行う)



③ 重度障害者等通勤対策助成金

(通勤を容易にする)



障害者作業施設設置等助成金

障害者作業施設設置等助成金 とは

雇用する障害者のために施設、設備を設置・整備する
事業主の方への助成金



障害者作業施設設置等助成金の主なポイント

- 対象障害者を雇用してから、6か月以内の申請であること（中途障害者及び人事異動等の場合を除く）
- 業務を行うにあたって、障害が理由で生じる課題に配慮した施設等の設置・整備を行うこと
- 助成金の対象は、必要最低限の施設等であること

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

障害者作業施設設置等助成金

障害者作業施設設置等助成金

| 助成金名 | 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 | 支給期間 |
|---|--|-----|---|------|
| 第1種作業施設設置等助成金  | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である 在室勤労者 | 2/3 | ・障害者1人につき450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 （中途障害者の場合は1人につき450万） | — |
| 第2種作業施設設置等助成金  | | | ・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 （中途障害者の場合は1人につき13万） | |

事例

障害者作業施設設置等助成金

【事例】第1種作業施設設置等助成金

【対象者】

身体障害者（視覚障害）

【課題】

書類作成等の事務作業が主な業務であるが、視覚障害のため、書類の文字の判読が困難。

【措置】

拡大読書器の整備



※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

事例

障害者作業施設設置等助成金

【事例】第1種作業施設設置等助成金

【対象者】
身体障害者（下肢障害）

【課題】
義足の使用により、階段の上り下りができない。
（対象者が業務を行っているのは2階）

【措置】
1階から3階までの階段に手すりを設置

- ・ 入口から就業場所までの主な経路（1階から2階）
- ・ それ以外（2階から3階）



※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

障害者介助等助成金

障害者介助等助成金 とは

障害者のために必要な介助等を行う
事業主の方への助成金

障害者介助等助成金

- ① 職場介助者の配置または委嘱助成金
- ② 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金
- ③ 障害者相談窓口担当者の配置助成金
【平成30年度新設】



助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

ポイント

障害者介助等助成金

- ①職場介助者の配置または委嘱助成金
- ②手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 のポイント

○対象障害者を雇用してから原則 1年を経過する前に申請すること。

○業務を行うにあたって、障害を理由とした課題・問題があり、そのままでは雇用の継続が困難であること。（課題が一般的な業務上の課題である場合や介助の必要性が認められない場合等は、対象外）

○職場介助者等を配置または委嘱し、課題・問題を解決するための介助等を行うこと。

「職場介助者の配置助成金」の概要1

○対象となる障害者ごとに、1人の職場介助者を配置する

○障害者が主体的に業務を行うために必要な次のような介助（例）

- 事務処理に必要な文書の朗読
- 文書の作成及びその補助業務
- 公共交通機関で移動時の手引き介助



助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

障害者介助等助成金

「職場介助者の配置助成金」の概要2

| 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 | 支給期間 |
|--|-----|------------|------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 2級以上の視覚障害者・ 2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 | 3/4 | 15万円 /月 | 最長 10年間 |

事例

障害者介助等助成金

【事例】 職場介助者の配置助成金

【対象者】

視覚障害者（2級）

【課題】

作成した文書のレイアウトの確認ができない。

【措置（支援内容）】

職場介助者が、障害者の指示により、障害者の作成した文書のレイアウトを確認、修正または伝達する。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

ポイント

障害者介助等助成金

【平成30年度新設】

③障害者相談窓口担当者の配置助成金 のポイント

- 雇用している障害者への合理的配慮の提供を目的とする。
- 既に設置されている相談窓口（※）または別に新設した相談窓口へ、
新たに相談窓口担当者を増配置すること等により、雇用している障害者に対する相談体制を拡充する。
- 障害者専門機関へ相談業務を委嘱することによる拡充も対象となる。

※平成28年4月1日から、雇用の部分で障害者に対する差別が禁止され合理的配慮の提供として相談窓口体制の整備が義務となりました。

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

障害者介助等助成金

「障害者相談窓口担当者の配置助成金」の概要

| 対象となる障害者 | 対象となる措置 | 支給額 | 支給回数 |
|-------------------------|--------------------|---|------|
| 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | 担当者の「増配置」 | ①専任の場合 配置した職員1名（最大2名）につき月額8万円（最大6か月） ②兼任の場合 配置した職員1名（最大5名）につき月額1万（最大6か月） | 1回 |
| | 担当者の研修受講費用 | 研修等の受講費の3分の2（最大20万円） 受講者数×700円×受講時間（10名まで）（月10時間まで） ※①、②の増配置の対象者は除く | |
| | 障害者専門機関への委嘱等に要した経費 | 委嘱経費として支払った額の3分の2（上限月額10万円かつ最大6か月） | |

重度障害者等通勤対策助成金

重度障害者等通勤対策助成金

とは

通勤を容易にするための措置を行う
事業主の方への助成金



通勤対策助成金の主なポイント

- 対象障害者を雇用してから、**6か月以内**の申請であること
(中途障害者及び人事異動等の場合を除く)
- 障害者の**通勤を容易**にするための措置を行う事業主等に支給するものであること
- 障害のみを理由とした通勤困難性が認められること**

しかし

対象と
ならない

- A.そもそも対象障害者の住居から勤務地まで**通勤できる公共交通機関が無い**場合
- B.対象障害者の前住居から勤務地まで、**通常では通勤しないような相当な距離があり、障害者以外の者でも通勤するのが困難な**場合
- C.事業所移転に伴い、**公共交通機関の利用ができなくなった**場合



具体的な種類

- 1.住宅の賃借助成金
- 2.指導員の配置助成金
- 3.住宅手当の支払助成金
- 4.通勤用バスの購入助成金
- 5.通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- 6.通勤援助者の委嘱助成金
- 7. 駐車場の賃借助成金**
- 8.通勤用自動車の購入助成金



助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

重度障害者等通勤対策助成金

駐車場の賃借助成金

| 対象となる障害者 | 助成率 | 限度額 | 支給期間 |
|---|-----|----------------|------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 重度身体障害者• 3級の体幹機能障害者• 3級の視覚障害者• 3級または4級の下肢障害者• 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者• 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者• 知的障害者• 精神障害者 | 3/4 | 障害者1人 5万円/月 | 最長 10年間 |

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

重度障害者等通勤対策助成金

駐車場の賃借助成金



- 対象障害者が自分で運転する
- 自宅および事業所までのそれぞれの距離が200m程度以内
- 対象障害者のために新規に契約（助成金受給のために契約を切り替えるのは×）
- 駐車場は通勤のためだけに使用（事業所の営業活動等別の用途での使用は×）
- 駐車場の契約においては駐車区画、駐車する車を指定

事例

重度障害者等通勤対策助成金

【事例】 駐車場の賃借助成金

【対象者】

下肢障害者（1級）、常時車椅子利用

【課題】

公共交通機関で通勤する場合、自宅側も事業所側も最寄駅は階段のみで、エレベータがない。

駅員も常駐していないため、自力での通勤が困難。

【措置】

車通勤を認め、事業所側近くに駐車場を会社が賃借。
賃借料の2割を障害者本人が負担

→ 通勤に係る負担が軽減
雇用の継続を図れた。

障害特性
に配慮

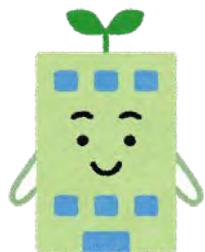
雇用継続



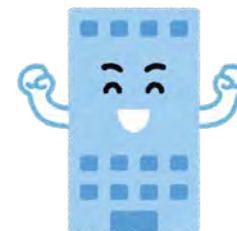
※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

2 障害者職場実習支援事業とは？ (H30年度 新設)

障害者を雇用したことがない事業主または精神障害者を雇用したことがない事業主が、職場実習を計画し実習生を受け入れた場合に、謝金等を支給するものです。



※ポイント
雇い入れを要件とは
していません。



ポイント

障害者職場実習支援事業のポイント

○過去3年間に障害者を雇用したことがない事業主または精神障害者を雇用したことがない事業主が対象となり、社内における障害者雇用に係る理解の促進等を目的とする。

○実際の就労場面を想定した職場実習計画を策定し、一定期間の実習を行う。

○社内に実習を指導する適任者がいない場合、実習指導員を委嘱することもできる。

○職場実習終了後の雇入れを要件とはしない。

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

概要

「障害者職場実習支援事業」の概要

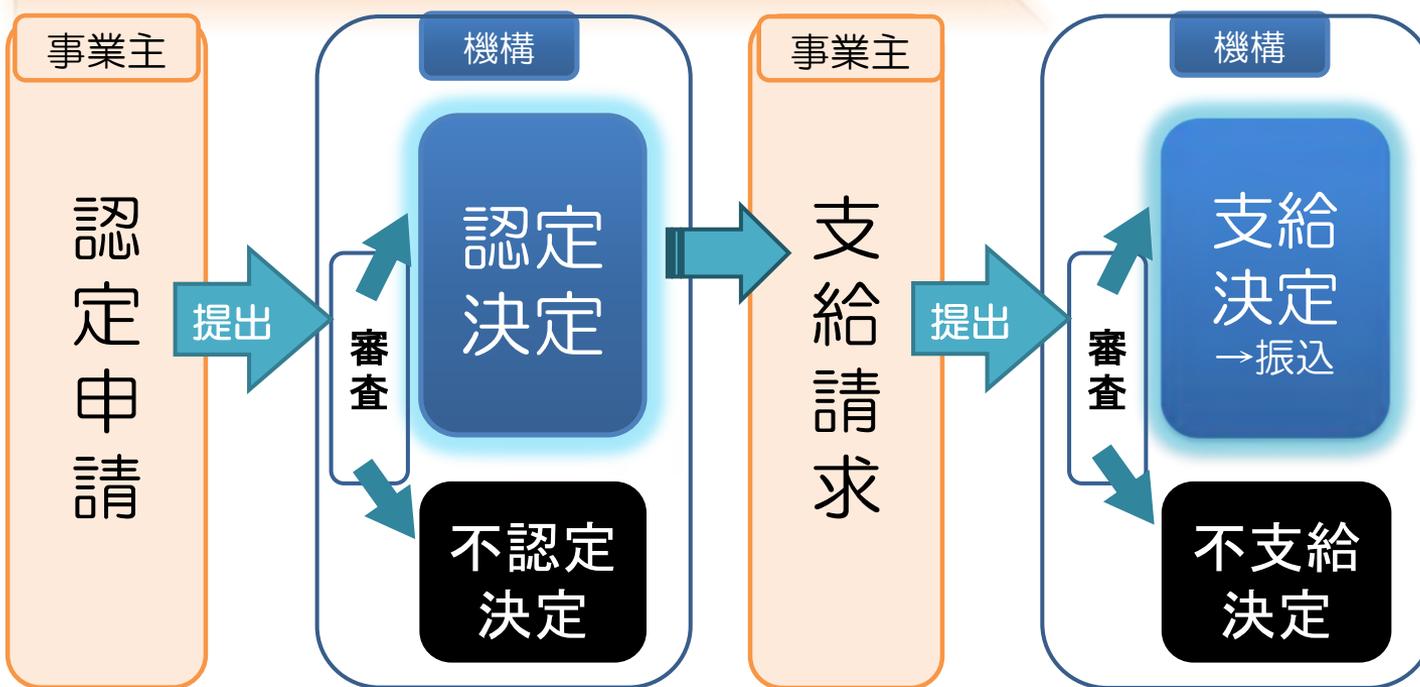
| 対象となる障害者 | 対象となる措置 | 支給額 | 支給回数 |
|--|--|--|-----------|
| ①障害者の雇用実績がない事業主 身体障害者 知的障害者 精神障害者 | ・ 職場実習の受入期間 1週間から1か月 ・ 職場実習の日数 原則5日～20日 | 職場実習受入謝金 対象者1名につき日額5,000円 実習指導員への謝金 1日につき16,000円 (4時間未満の場合は8,000円) | 同一年度に2回まで |
| ②精神障害者の雇用実績がない事業主 精神障害者 | ・ 実習時間(1日あたり) 3時間以上 | 傷害保険の保険料実費 | |

申請の手続

- 申請の流れ（概要）
- 申請のポイント
 - ①申請の期限
 - ②申請書類の準備
 - ③認定後・支給後の条件

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

申請の流れ（概要）



- ☆認定申請・支給請求にはそれぞれ審査があります。
- ☆認定され、支給請求まで進んでも、要件に合致しなければ受給できません。
- ☆申請窓口は都道府県支部です（審査は機構本部にて行います）。

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

申請のポイント①

申請の期限

認定申請や支給請求には**期限**がある（例）

- 認定申請の場合）
- ・ 雇入日から6か月以内
 - ・ 障害者手帳の交付日から6か月以内
 - ・ 賃貸借契約を行おうとする日の前日から起算して2か月前から賃貸借契約の締結日の翌日から起算して3か月以内
 - ・ 工事等の発注（契約）予定日の前日まで
- 支給請求の場合）
- ・ 認定日から起算して1年以内
- etc...

※期限内に申請するだけでなく、要件に合致している必要があります。

※注意※

施設・設備の整備や通勤用自動車の購入等、認定申請の前に着手(契約・発注・支払)すると申請ができない場合があります。助成金の活用をお考えの場合には、まず支部へご相談ください。

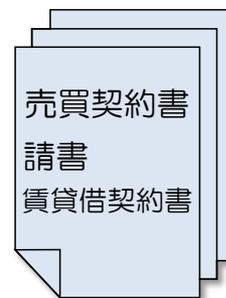
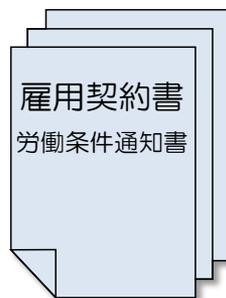
助成金等ごとに期限・要件は異なります。お早めに支部へご相談ください！

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

申請のポイント②

申請書類の準備

- 申請はすべて書類審査
→必要となる書類は助成金等ごとに異なります



etc...

書類の不足や記入漏れがあると審査ができません！！

しっかりとした書類の準備が不可欠となります。
ご不明な点は、早めに支部にご相談ください。

助成金の概要及び支給手続きについて

申請のポイント③

認定・支給の条件は助成金ごとに異なります。

認定後・支給後の条件

★支給された後にも、手続きや条件があります。

認定後の条件の例（認定条件）

- 業務日誌等の作成
- 認定を受けた事業計画を変更する場合には、変更手続きが必要
- 施設・設備の取得価格が30万円以上の場合には、資産計上が必要

etc.

支給後の条件例（支給条件）

- 対象となった障害者の雇用を一定期間以上継続する義務（対象障害者等雇用継続義務期間）
- 助成対象となった措置の実施状況の報告
- 調査への協力

etc.

認定条件・支給条件ともに助成金ごとに異なります。
詳しくは各種パンフレットをご覧くださいか、
支部へお問い合わせください。

事業主の皆様へお願い

～公平・公正な支給のための取り組みについて～

障害者雇用納付金を財源とし、
公平・公正な支給が求められることから
不適正支給や不正受給の防止に取り組んでいます。

☆認定条件・支給条件に違反した場合には、
認定の取消や、支給した助成金等を返還していただくケースもございます。

支部への事前相談をお願いします！

助成金の概要、活用事例及び支給手続きについて

各都道府県支部 高齢・障害者業務課にご相談ください！

助成金ごとの
パンフレットがほしい

助成金について
もっと詳しく知りたい

お問い合わせ先（助成金申請・相談窓口）

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

各都道府県支部 高齢・障害者業務課

機構ホームページ：<http://www.jeed.or.jp>

ご清聴、ありがとうございました。